

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年7月27日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900734号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2000011号

## 第1 結論

昭和59年10月から昭和60年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年10月から昭和60年9月まで

私の夫は、私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていた。夫は、請求期間当時のことはよく覚えていないが、請求期間前後の期間が納付済であるにも関わらず、請求期間のみ未納とされているのは考えられないと言っている。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間は、12か月と短期間であり、請求期間前後の国民年金保険料は納付済である上、請求者は、任意加入により昭和52年5月に初めて国民年金被保険者資格を取得してから、第3号被保険者となる前月の昭和61年3月までの国民年金加入期間において、請求期間を除き、国民年金保険料は全て納付している。

また、請求者は、請求期間前後の加入期間において、国民年金保険料は納付済とされており、請求期間の前後を通じて、請求者の夫の仕事や請求者の住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、請求期間の保険料について、納付されていたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900700号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000026号

## 第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和42年1月1日、喪失年月日を同年3月1日に訂正し、同年1月及び同年2月の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

昭和42年1月1日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和42年1月1日から同年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間①については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

- 2 請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和44年7月31日から昭和45年4月30日に訂正し、昭和44年7月から同年9月までの標準報酬月額を5万2,000円、同年10月の標準報酬月額を6万円、同年11月から昭和45年3月までの標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

昭和44年7月31日から昭和45年4月30日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間②については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和41年11月1日から昭和42年4月1日まで  
② 昭和44年7月31日から昭和45年9月1日まで

A社に勤務した請求期間①の厚生年金保険の加入記録がない。当時の給料支払明細書と給料袋を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。また、B社には、昭和43年2月1日より昭和45年8月まで勤務していたが、請求期間②の厚生年金保険の加入記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、昭和42年1月1日から同年3月1日までの期間について、請求者から提出されたA社に係る「昭和42年1、2月度俸給」と記載された封筒の写し及び給料支払明細書（昭和42年1月分及び同年2月分）並びに同僚の回答により、請求者は当該期間において、同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に亡くなっていることから、昭和42年1月から同年2月までの期間に係る届出や保険料納付について、回答が得られないが、同年1月から同年2月までの期間において、仮に、事業主から請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和42年1月1日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①のうち、昭和41年11月1日から昭和42年1月1日までの期間及び同年3月1日から同年4月1日までの期間について、請求者は昭和41年11月分及び昭和42年3月分の給料支払明細書を保有しておらず、また、昭和41年12月分の給料支払明細書において確認できる支給額は他の2か月分に比べ著しく少額で、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、前述のとおり事業主は既に亡くなっていることから、請求者の当該期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①のうち、昭和41年11月1日から昭和42年1月1日までの期間及び同年3月1日から同年4月1日までの期間における請求者の勤務実態並びに厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①のうち、昭和41年11月1日から昭和42年1月1日までの期間及び同年3月1日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②のうち、昭和44年7月31日から昭和45年4月30日までの期間について、雇用保険の加入記録によると、請求者が、昭和45年9月30日まで、B社に継続して勤務していたことが推認できるが、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の記録は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和44年7月31日）より後の昭和45年4月30日に、昭和44年10月の定時決定の記録が取り消された上で、昭和44年7月31日と記録されていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿では、B社は、昭和45年4月30日付けで、昭和44年7月31日に

遡って厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がされていると認められるが、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の中には、雇用保険の加入記録により当該期間に継続して勤務していたことが確認できる者が多数存在しており、また、同日後の異なる日付で被保険者資格を喪失した記録を同日に遡って訂正されている者もあり、昭和44年7月31日から昭和45年4月30日までの期間において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、請求者について、昭和44年7月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由はなく、当該喪失処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、請求者の資格喪失年月日は、当該喪失処理が行われたと推認される昭和45年4月30日とするのが妥当である。

また、昭和44年7月から昭和45年3月までの標準報酬月額については、昭和44年6月の厚生年金保険の記録から、昭和44年7月から同年9月までは5万2,000円、取り消された同年10月の厚生年金保険の記録から、同年10月は6万円、同年11月から昭和45年3月までは6万8,000円とすることが必要である。

請求期間②のうち、昭和45年4月30日から同年9月1日までの期間について、雇用保険の加入記録によると、請求者は、昭和45年9月30日まで、B社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社の事業主は既に亡くなっており、請求者の当該期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者から提出されたB社に係る給料明細9枚のうち、2枚は年月の記載がなく、残る7枚については月分の記載はあるものの年の記載がないことから、当該期間に係るものであることを確認することができず、請求者と同様に、昭和44年7月31日以後も同社に継続して勤務していたことが確認できる者のうち、当該期間に係る給料明細を保有している者はいない。

このほか、請求者の昭和45年4月30日から同年9月1日までの期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間②のうち、昭和45年4月30日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900701号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000027号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和44年7月31日から同年12月31日に訂正し、昭和44年7月から同年9月までの標準報酬月額を3万円、同年10月及び同年11月の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

昭和44年7月31日から同年12月31日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年7月31日から昭和45年9月1日まで

A社には、昭和43年2月1日より昭和45年8月まで勤務していたが、請求期間の厚生年金保険の加入記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間のうち、昭和44年7月31日から同年12月31日までの期間について、雇用保険の加入記録によると、請求者が、昭和44年12月31日まで、A社に継続して勤務していたことが推認できるが、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の記録は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(昭和44年7月31日)より後の昭和45年4月30日に、昭和44年10月の定時決定の記録及び同年12月31日の資格喪失年月日の記録が取り消された上で、昭和44年7月31日と記録されていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿では、A社は、昭和45年4月30日付けで、昭和44年7月31日に遡って厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がされていると認められるが、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の中には、雇用保険の加入記録により当該期間に継続して勤務していたことが確認できる者が多数存在しており、また、請求者と同様に、同日後の異なる日付で被保険者資格を喪失した記録を同日に遡って訂正されている者もあり、昭和44年7月31日から昭和44年12月31日までの期間において、同社が適用事業所としての

要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、請求者について、昭和44年7月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由はなく、当該喪失処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、請求者の資格喪失年月日は、当初、記録されていた昭和44年12月31日であると認められる。

また、昭和44年7月から同年11月までの標準報酬月額については、昭和44年6月の厚生年金保険の記録から、昭和44年7月から同年9月までは3万円、取り消された同年10月の厚生年金保険の記録から、同年10月及び同年11月は3万3,000円とすることが必要である。

請求期間のうち、昭和44年12月31日から昭和45年9月1日までの期間について、雇用保険の加入記録によると、請求者は、昭和44年12月31日に離職していることが確認できる上、A社の事業主は既に亡くなっており、請求者の当該期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の昭和44年12月31日から昭和45年9月1日までの期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間のうち、昭和44年12月31日から昭和45年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900735号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2000012号

## 第1 結論

昭和59年\*月から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

平成2年11月及び同年12月並びに平成3年3月の請求期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和59年\*月から平成元年3月まで  
② 平成2年11月及び同年12月  
③ 平成3年3月

私の母は、私が20歳になってすぐに、私の国民年金の加入手続を行い、母が、請求期間①については国民年金保険料を、また、請求期間②及び③については、国民年金保険料と付加保険料を併せて納付していた。しかしながら、請求期間①が国民年金に未加入とされ、請求期間②及び③が付加保険料未納とされていることに納得できない。調査の上、請求期間①、②及び③の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、オンライン記録によると、請求者の国民年金の加入手続は、請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)に係る国民年金被保険者資格の入力処理年月日(平成3年1月28日)により、平成3年1月頃に行われたことが推認できるところ、請求者の国民年金被保険者資格の取得年月日は、請求期間①直後の平成元年4月1日であり、請求期間①は、未加入期間と記録されていることから、国民年金保険料を納付することはできない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、上記国民年金番号とは別の国民年金番号を確認することはできない。

さらに、請求者の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付していたとする請求者の母親は、請求期間①に係る国民年金の加入手続をしたときに受け取った年金手帳の色は茶色であった旨陳述しているが、昭和49年11月以降は、年金手帳の様式が全国的に統一されたことに伴い、請求期間①当時に交付されていた年金手帳の色はオレンジ色のみである上、請求者は、



戸籍の附票により、請求期間①当時から平成6年までA市に居住していたことが確認できることから、上記国民年金番号とは別の国民年金番号が請求者に払い出されていたとは考え難い。

- 2 請求期間②及び③について、請求者は、平成2年11月に国民年金の2度目の加入手続を行ったときに付加保険料の説明を受け、請求者の母親が請求期間②及び③の国民年金保険料及び付加保険料を納付してくれていた旨主張している。

しかしながら、請求期間②に係る付加保険料の納付については、国民年金法第87条の2第1項及び第2項において、第1号被保険者がその納付について申出をした日の属する月以後の各月につき納付する者となることができ、その納付は、国民年金保険料の納付が行われた月についてのみ行うことができる旨定められている。

また、請求期間③に係る付加保険料の納付については、国民年金法第87条の2第3項及び第4項において、付加保険料を納付する者となったものは、申出により、いつでも付加保険料を納付する者でなくなることができ、国民年金保険料を納期限までに納付しなかったときは、その納期限の日に、付加保険料を納付する者でなくなる申出をしたものとみなす旨定められているところ、昭和46年1月7日付けの事務連絡「所得比例制に係る事務処理について」（B部管理課長発出）によれば、所得比例保険料（付加保険料）が納期限経過後に納付された場合は、当該年度内の納付であれば収納し、過年度所属であれば還付することとされており、現年度納付であれば、納期限後であっても付加保険料の納付は可能とされている。

以上のことから、請求期間②については、オンライン記録により、請求者の付加保険料納付の申出は、平成3年1月16日に行われていることが確認できる上、請求者の国民年金の加入手続は、上記1において既述したとおり、平成3年1月頃に初めて行われたと推認でき、当該期間は、請求者が国民年金の加入手続を行う前の期間であることから、付加保険料の納付の申出をすることはできず、付加保険料の納付を行うことはできない期間と認められる。

また、請求期間③については、オンライン記録により、当該期間に係る国民年金保険料の納付記録は「A現自」と記録されており、当該期間の国民年金保険料は過年度納付（収納年月日の記録なし）されていることが確認でき、現年度納付ではないことが確認できることから、付加保険料の納付を行うことはできない期間と認められる。

さらに、請求者から提出された請求期間②及び③に係る国民年金保険料の納付書・領収証書には、当該二つの請求期間当時の付加保険料（1か月あたり400円）が含まれていないことが確認できる。

- 3 そのほか、請求者が請求期間①の国民年金保険料、請求期間②及び③の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、これらの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が、請求期間①の国民年金保険料、請求期間②及び③の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。